

公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年7月1日

岩沼市長 鬼澤 聡



記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和8～令和11年度 岩沼市立岩沼小学校外3校給食調理等委託業務
- (2) 業務目的 岩沼市立小中学校の給食調理について、円滑かつ安定的に運営することで市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

学校名	所在地
岩沼小学校	岩沼市中央二丁目1番1号
岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目17番地
岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目3番1号
岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹11番地

(4) 業務内容

- ① 調理
- ② 検食の準備
- ③ 配食及び運搬等
- ④ 調理器具及び食器具類等の洗浄、消毒及び保管等
- ⑤ 施設、設備の保守管理、清掃及び日常点検
- ⑥ 残菜及び厨芥の処理
- ⑦ 食材の検収及び保管等
- ⑧ 保存食の対応
- ⑨ イベント食

上記業務詳細は、「令和8～令和11年度 岩沼市立岩沼小学校外3校給食調理等委託業務仕様書」による。

(5) 履行期間

令和9年1月1日～令和11年12月31日までの36月
契約締結の翌日から令和8年12月31日までは業務準備期間とする。

2 参加申込に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和 7・8 年度岩沼市競争入札参加資格（物品製造・役務の提供等）の承認を受けていること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 宮城県内に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有すること。
- (4) 過去 3 年以内に、複数の小学校又は中学校を対象として学校給食調理業務を運営した実績があること。又は現に 2 年間以上継続して運営していること。
- (5) 過去 3 年以内に、一日あたり合計 2,000 食以上の学校給食を提供した実績があること。又は現に 2 年間以上継続して提供していること。
- (6) 過去 3 年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 学校給食調理業務において、自治体から業務停止命令を受け、その日から 3 年を経過していない者でないこと。
- (8) 各施設において、栄養士免許又は調理師免許を有し学校給食調理業務に 2 年以上従事した業務経験者を 2 名以上、常勤者として従事させることができること。
- (9) アレルギー対応給食の調理業務に 1 年以上従事した業務経験者を 1 名以上従事させることができること。併せて、業務従事者に対し、衛生管理、アレルギー対応について年 1 回以上研修を行っていること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (12) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (13) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。

①役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者

②暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者

③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

④役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られる者

(14) 国税及び地方税（本市課税分に限る）を滞納していないこと。

3 選定日程

内 容	日程
公募開始 (市ホームページに実施要領を掲載)	令和8年7月1日(水)
参加者募集期間	令和8年7月1日(水) ～令和8年8月6日(木) 午後3時
調理場見学会 ※7月14日(火) 午後5時まで事前申込	令和8年7月22日(水) 午後1時から午後4時45分の間で、岩沼市教育委員会が指定する時間
質問受付期限	令和8年7月24日(金) 午後3時
質問回答期限	令和8年7月31日(金) 午後5時
参加申込書提出期限	令和8年8月6日(木) 午後3時
提案書提出期限	令和8年8月6日(木) 午後3時
事業者選定審査会	令和8年8月25日(火) 午後
選定結果通知	令和8年8月28日(金)
契約に関する協議	別途通知
契約締結	9月中
業務開始準備期間	契約締結後 ～令和8年12月31日(木)
業務開始	令和9年1月1日(金)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

4 受託候補者の選定について

(1) 審査方法

本市が設置する「令和8～令和11年度 岩沼市立岩沼小学校外3校給食調理等委託業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)」において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、受託候補者を選定する。

(2) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、岩沼市ホームページに掲載する。

5 契約の締結

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約

を締結するものとする。

なお、受託候補者と契約締結に至らない場合には、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和8～令和11年度 岩沼市立岩沼小学校外3校給食調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領」による。

7 担当窓口

岩沼市教育委員会 学校教育課 教育総務係

〒989-2480 岩沼市桜一丁目 6 番 20 号

電話 0223-23-0728

FAX 0223-24-0897

メール gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp